

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年6月3日	大阪エムケイ株式会社(法人番号 1120001036971) 代表者青木義明	大阪府大阪市西成区北津 守二丁目1番21号	南	大阪市西成区北津守2丁目1番21	輸送施設の使用停止(40日 車)	タクシー業務適正化特別 措置法(以下「タク特法」) 第43条第2項	令和6年11月25日、苦情を端緒に調査を実施。1件 の違反が認められた。(1)タクシー乗車禁止地区に おける乗車(タク特法第43条第2項)	12	4
令和7年6月6日	商都交通株式会社(法人番号 3120001081628) 代表者三野勝義	大阪府大阪市中央区瓦屋 町3丁目4番19号	本社	大阪府大阪市中央区瓦屋町3丁目4番 19号	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規 定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以 内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事 業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督 の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)に よる運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動 車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和7年6月6日	枚岡交通株式会社(法人番号 4122001006068) 代表者今川哲嗣	大阪府東大阪市古箕輪1 丁目3番7号	本社	大阪府東大阪市古箕輪1丁目3番7号	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規 定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以 内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事 業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督 の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)に よる運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動 車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和7年6月9日	嵐山タクシー株式会社(法人番号 8130001007825) 代表者水野勝	京都府京都市西京区嵐山 西一川町8-1	本社	京都府京都市西京区嵐山西一川町8-1	許可の取消し	道路運送法(以下「法」)第 41条第1項	令和7年4月17日、当該事業者に対して「輸送施設 の使用停止及び付帯命令書」により、自動車検査 証の返納及び自動車登録番号標の領置を受ける よう命じたにもかかわらず、その執行日(同年4月 23日)において自動車検査証の返納及び自動車 登録番号標の領置に応じなかったことから、同年5 月19日、聴聞を実施。1件の違反が認められた。 自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反 (法第41条第1項)	1	0
令和7年6月10日	明光タクシー株式会社(法人番号 6170001009150) 代表者小竹信之	和歌山県西牟婁郡白浜町 890番地17号	白浜	和歌山県西牟婁郡白浜町890番地17号	輸送施設の使用停止(10日 車)	道路運送法第27条第3項	令和6年10月31日及び同年12月11日、法令違反 の疑いを端緒として監査を実施。3件の違反が認 められた。(1)「旅客自動車運送事業運輸規則第21 条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者 の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年 国土交通省告示第1675号)の遵守違反(旅客自動 車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第 1項)、(2)点呼の記録義務違反【記載事項不備】(運 輸規則第24条第5項)、(3)「旅客自動車運送事業 者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及 び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676 号)による運転者に対する指導監督義務違反【一 部不適切】(運輸規則第38条第1項)	1	1
令和7年6月12日	別府タクシー株式会社(法人番号 1140001046119) 代表者中島武彦	兵庫県加古川市別府町西 脇2丁目6番地	本社	兵庫県加古川市別府町緑町8番地	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規 定に基づく通知件数(その他道路交通法の違反行 為)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車 運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行 う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告 示第1676号)による運転者に対する指導監督義務 違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1 項)	0	0
令和7年6月13日	阪急タクシー株式会社(法人番号 8120901025225) 代表者小野浩幸	大阪府池田市空港1丁目9 番10号	大阪	大阪府大阪市淀川区加島3丁目中4-10	警告	道路運送法第27条第3項	令和7年4月22日、苦情を端緒に調査を実施。1件 の違反が認められた。(1)一般準則(公平かつ懇切 な取扱い)違反(旅客自動車運送事業運輸規則第2 条第2項)	4	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年6月20日	ファイブスタータクシー株式会社(法人番号6140001066244) 代表者金子健作	兵庫県明石市魚住町清水2275番地の7	加古川	兵庫県加古川市新神野3丁目28-16	警告	道路運送法第27条第3項	令和7年3月19日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反【未実施】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項)、(2)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反【作成なし】(運輸規則第37条第1項)、(3)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)、(4)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【一部記録なし】(運輸規則第38条第1項)	0	0